

事務連絡  
令和4年10月24日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

「職場における積極的な検査等の実施について（報告依頼）」の廃止について

職場における積極的な検査等の実施につきましては、事業者の取組状況を把握することを目的として、令和3年7月6日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡「職場における積極的な検査等の実施について（報告依頼）」により、当面の間、事業者が抗原定性検査キットを購入する場合、購入個数について内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室に報告することとしておりました。

他方、ハイリスク施設※等以外の事業所においては保健所等による積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は求められなくなったこと、抗原定性検査キットがOTC化されたこと、自宅で速やかな療養開始を希望する場合は抗原定性検査キットでセルフチェックすることが可能となったなど、新型コロナウイルス感染症対策のあり方が変化したことから、当該事務連絡を廃止し、令和4年11月末をもってオンラインによる報告用フォームの運用を終了することについて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、貴都道府県におかれましては、貴都道府県登録の旅行者等に対しまして、別添のご周知方よろしくお願い申し上げます。

※ハイリスク施設…高齢者・障害児者施設、医療機関

【別添資料】

（別添）内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 事務連絡

「『職場における積極的な検査等の実施について（報告依頼）』の廃止について」

令和3年7月6日付事務連絡「職場における積極的な検査等の実施について（報告依頼）」の廃止について、所管団体及び独立行政法人等への周知をお願いします。

事務連絡

令和4年10月21日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

「職場における積極的な検査等の実施について（報告依頼）」の廃止について

平素より大変お世話になっております。

職場における抗原定性検査キットを活用した検査の取組状況を把握するため、令和3年7月6日付事務連絡「職場における積極的な検査等の実施について（報告依頼）」において、「当面の間、事業者が、抗原簡易キットを購入する場合、購入個数について、当室宛てに報告を求めること」としていたところですが、

一方、令和4年3月16日（同年7月30日改正）付事務連絡「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」により、ハイリスク施設等以外の事業所においては、保健所等による積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限を求めないこととしております。

また、抗原定性検査キットのOTC化や、令和4年9月12日（同年9月22日改正）付事務連絡「With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」において、「症状が軽いなど、自宅で速やかな療養開始を希望される方は、抗原定性検査キットでセルフチェック」する旨、お示したところですが、

こうしたことを受け、本事務連絡を廃止し、あわせて令和4年11月末をもって以下の報告用フォームの運用を終了いたしますので、所管団体及び独立行政法人等への周知をお願いいたします。

○報告用フォーム

<https://www13.webcas.net/form/pub/cas/form01>

【問合せ先】 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（総括班）

TEL: 03-6257-1309